

令和3年度藤沢市墓園事業費特別会計補正予算（第2号）

令和3年度藤沢市墓園事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

2021年（令和3年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

第1表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工事費 (大庭台墓園芝生墓地カロート設置工 事)	2021年12月10日から (令和3年) 2022年8月31日まで (令和4年)	10,923 及び物価変動等に伴う額

債 務 負 担

事 項	議決年月日	限 度 額	負 担 額	前年度までの支
				期 間 (年 度)
工事費 (大庭台墓園芝生墓地カロート設置工事)		10,923 及び物価変動等 に伴う額	10,923 及び物価変動等 に伴う額	

行 為 調 書

(単位 千円)

出(見込)額	当該年度 支出予定額	翌年度以降支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
金 額	金 額	期 間 (年 度)	金 額	国県支出金	地 方 債	その他	
		令和4年度まで	10,923 及び物価変動等 に伴う額			10,923 及び物価変動 等に伴う額	